

令和 8 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 議会運営に関する事項について | 1 |
| 2. 懲罰特別委員会設置に伴う委員の付け出しについて | 2 |

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

令和8年6月16日 火曜日

午後6時00分開議

午後6時07分開議（実時間7分）

○本日の会議に付した案件

1. 議会運営に関する事項について
2. 懲罰特別委員会の設置に伴う委員の付け出しについて

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	田方芳信君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	谷口徹君
委員	橋本幸一君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君
議長	高山正夫君

※欠席委員 成松由紀夫君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 水田千春君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 梅野展文君

○記録担当書記

松崎広平君
荒木朋美君

（午後6時00分 開会）

○委員長（山本幸廣君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議会の運営に関する事項について

○委員長（山本幸廣君） まず、1、議会の運営に関する事項についてを議題とし、（1）懲罰動議の件、1件について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 皆様、お疲れさまでございます。（「お疲れさまです」と呼ぶ者あり）議会事務局、梅野でございます。

それでは、1、議会の運営に関する事項についての（1）懲罰動議の件、1件について、着座にて御説明させていただきます。

レジュメに記載のとおり、6月16日付で1件の懲罰動議が提出されております。本日付でございます。

（イ）永江恵子議員に対する懲罰の件は、水田議員ほか12名から提出されたもので、趣旨弁明者は水田議員でございます。

本件につきましては、議員の身分に関するものでございますので先決事件となります。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま局長から説明がございましたが、本日、提出者代表である水田議員、本委員会に出席されておりますので、この際、本動議について説明をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認めます。

それでは、永江恵子議員に対する懲罰の件について、水田議員より説明をお願いします。水田議員、どうぞ、マイクのほうに進んでください。

○委員外議員（水田千春君） 永江議員に対する懲罰動議について提案理由を説明いたします。

地方自治法第132条及び八代市議会会議規則第151条は、議員は議会の品位を重んじなければならないと定めております。これは言論の府である議会において、議員が互いの人格を尊重し、市民の信託に応えるための最低限かつ

厳格な義務であります。

しかるに、本日、懲罰に関する審議が終了した直後、永江議員がた一み一議員に対し、背後から不意に身体へ複数回体当たりを行った事実は、複数名の議員及び関係者によって目撃されており、動かし難い事実であります。

議場またはその付近におけるこのような身体的な威圧は、単なる個人的なトラブルにとどまるものではありません。議会は言論をもって政策を闘わせる場であり、暴力によって相手を萎縮させ、自由な発言や活動を封じ込めようとする行為は、議会制民主主義の根幹を揺るがし、これを著しく阻害する暴挙であります。

このような野蛮な行為を看過することは、市議会の自浄能力の欠如を内外に露呈し、市民の議会に対する信頼を根底から覆すことにつながります。

以上のとおり、永江議員の言動は、地方自治法第134条に定める規律違反であり、八代市議会会議規則第151条（品位の尊重）及び第153条（議事妨害の禁止）に著しく違反する懲罰事犯であることは明白であります。

よって、その行為が懲罰事由に該当するため、本動議を提出するものであります。

○委員長（山本幸廣君） 以上、説明をいただきましたが、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ただいま説明のありました懲罰動議については、八代市議会委員会条例第7条の規定に基づき、10名から成る懲罰特別委員会を設置をし、付託の上、審査を行うことを求めるものであります。

本会議で可決となりましたら、先ほど設置が決まりました懲罰の件、3件を含め、一括して付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、流れ等について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、流れ等について御説明いたします。

本会議再開後、日程に追加することについて、議長から、懲罰動議が提出された旨、議場で御報告をいただきます。

まず、本動議を日程追加し、議題とするかをお諮りいただくこととなります。

その後、永江議員が除斥となり、趣旨弁明、質疑後、特別委員会を設置し、委員会に付託することをお諮りいただくこととなります。

なお、採決につきましては、起立による採決となります。

説明は以上でございます。

◎懲罰特別委員会の設置に伴う委員の付け出しについて

○委員長（山本幸廣君） 次に、2、懲罰特別委員会設置に伴う委員の付け出しについて、事務局より報告を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 2、懲罰特別委員会設置に伴う委員の付け出しにつきまして御報告させていただきます。

先ほど北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君に対する懲罰特別委員会として1つの委員会を設置し、委員の選任までお決めいただきましたが、各派代表者会において、永江恵子君の件を追加し、一括して付託することが決定いたしました。

なお、審議、採決につきましてはおののを行いますので、御承知お願いします。

それでは、委員の付け出し結果につきまして、再度、御報告させていただきます。

まず、改革市民の会より西村議員、蓑田議員。次に、新自由連合より田方議員、木村議員。次に、有志の会より山本敬晃議員、小川議員。次に、自由民主党礎より金子議員。同じく自由民主党和より橋本幸一議員、友枝議員。未

来創生やつしろより堀口議員、以上１０名でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） 局長より説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、それでは、その後の流れ等について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 特別委員会が設置されることとなりましたら、委員選出の報告がございます。その後、再度休憩を取りまして特別委員会を開催し、正副委員長互選が行われます。

特別委員会終了後、再度、本会議を再開し、正副委員長互選の結果について議長からの報告があり、本日の議事日程終了、延会となります。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後６時０７分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年６月１６日

議会運営委員会

委員長